

外国人材受入環境整備事業費補助金に係る事務について

1. 補助事業の概要

① 事業の目的

外国人材を雇用する中小企業等を対象として、外国人材に配慮した就業環境の整備や、言語や文化・習慣の違いにより生じる住環境等の問題の解消に必要な経費に対し、その一部を補助することで外国人材にとって働きやすい環境を整備し、県内企業への定着を図ることを目的とする。

② 事業の内容（予定）

- (1) 補助対象者 県内に本社・支社等を有する中小企業等
(2) 補助率 2分の1
(3) 補助上限 1社につき 30万円
(4) 予算額 12,000千円
(5) 事業内容 外国人材を受け入れる中小企業等を対象として、外国人材に固有の文化的な事情、言語や習慣等に配慮した住環境・生活面でのサポートに必要な取組みを行う際に要する経費に対してその一部の補助を行う。

(6) 補助対象経費

費目	内容
備品購入費	○外国人材の住環境整備に関する以下の備品の購入にかかる費用 ※以下に列挙する備品以外は補助対象外とする。 (1) 家電製品購入費 [照明器具、洗濯機、炊飯器、冷蔵庫、掃除機、ガスコンロ、電子レンジ、冷暖房器具、Wi-Fi 機器] (2) 寝具・装飾購入費 [ベッド、布団一式（枕、毛布、シーツ）、カーテン] (3) 災害時に必要な物品購入費 [防災用品、消火器、避難はしご] (4) 自転車購入費 [競技性や嗜好性に過度に特化していない通勤用自転車、ヘルメット、防犯登録（自転車保険料は対象外）]

2. 事務の内容

「令和8年度愛媛県外国人材受入・定着相談窓口設置運営等業務」における「外国人材受入環境整備事業費補助金の事務に関する業務」について、委託事業者が実施予定の事務は以下のとおり。

なお、今後委託事業者との協議を踏まえ、内容変更する可能性がある。

①交付申請書、変更承認申請書、実績報告書等の書類一式（以下「書類」という）の受付・内容確認・審査

- ・補助対象事業者が提出する書類の受付、添付書類が完備されているか等の確認業務を行うこと。
- ・書類の記載内容に不備がある場合には、補助対象事業者に依頼し補正を行うこと。
- ・補助対象事業者に補正を依頼する場合はメール等により記録が残るようにすること。
- ・書類の確認作業にあたっては、複数人での確認作業やチェックリストを作成する等、ミスを防ぐ体制を構築し、確認を行うこと。
- ・県との円滑な情報共有のため、申請情報や書類の処理状況をExcel等のデータベースで一元管理すること。
- ・書類の内容に疑義がある場合は県と協議すること。
- ・書類について、不備がない状態になったものを県に引き渡すこと。なお、補助対象事業者への通知（交付決定通知・変更承認通知・額の確定通知等）は県が作成、発送を行う。

②その他の業務

- ・補助対象事業者からの当該補助金の制度、申請方法、その他当該補助金に関する一般的な問合せへの対応。
なお、対応内容に疑義が生じる場合は、県と協議のうえ決定するものとする。